

## 随意契約結果書

物品等の名称及び数量	北川村詰所土地建物借上料
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 四国山地砂防事務所長 星野 久史 徳島県三好市井川町西井川68-1
契約締結日	令和 2年 4月 1日
契約の相手方の氏名及び住所	北川村村長 高知県安芸郡北川村野友甲1530
契約金額 (消費税及び地方消費税含む)	¥936,228-
予定価格 (消費税及び地方消費税含む)	¥936,228-
随意契約によることとした理由	本件は、四国山地砂防事務所北川村詰所の土地建物を使用する目的で土地建物賃貸借契約を行うものである。 この賃貸借は、令和2年度も監督官詰所の必要性が継続するため、引き続き契約を行うものである。 よって、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号により、随意契約を行うものである。
備考	